

契 約 内 容 変 更 報 告 書

- 1 事業番号 消総工第5号
- 2 種 別 とび・土工・コンクリート
- 3 事業名 新北消防署造成工事
- 4 場 所 多治見市根本町7丁目 他
- 5 契約業者名 株式会社 吉川組
- 6 住 所 多治見市明和町2丁目50番地
- 7 変更後の契約金額 132,655,600 円
(当初契約金額) (109,747,000 円)
- 8 工 期 令和4年7月13日 ～ 令和5年7月31日
(当初工期) (令和4年7月13日 ～ 令和5年7月31日)
- 9 概 要 <造成工事>
【土工】
盛土工 V=7,000m³ 土質改良工 V=5,900m³
【擁壁工】
コンクリートブロック積工 A=268m²、重力式擁壁工 N=29m
【排水工】
PU2-300×300設置工 L=36m、PU3-300×300設置工 L=116m
可変側溝設置工 N=一式、集水桝設置工 N=13箇所
地下貯留槽設置工 N=一式
ボックスカルバート(600×600)設置工 L=94.3m
【舗装工】
アスファルト舗装工(再生密粒As 20mmTOP)A=352m²
アスファルト舗装工(再生細粒As 13mmTOP)A=23m²
【付帯工】
防火水槽設置工 N=1箇所

10 変更内容及び変更理由

1. 土工の残土処分において、泥土(田んぼ土)の処分先について検討したところ、処分先が遠方であり、かつ処分費が高額であることが判明した。そのため、土質改良材を用いて盛土材として利用する方法を比較検討した結果、処分する場合より費用が抑制できるため、泥土の土質改良工を増工するもの。(増)
・土質改良工 【当初】V= 0m³ → 【変更】V=1, 500m³
2. 土工の盛土において、過年度の工事で発生した残土を盛土材として使用するため土質調査を行ったところ、盛土材に適した土質ではないことが判明した。そのため、①土質改良材を用いて盛土材として利用する方法と②新たに盛土材を購入する方法について比較検討を行った結果、①土質改良材を用いて盛土材として利用する方法のほうが費用が抑制できることが判明したため、残土の土質改良工を増工するもの。(増)
・土質改良工 【当初】V= 0m³ → 【変更】V=4, 400m³
3. 付帯工において、周辺の消火計画を精査した結果、北消防署内に防火水槽を設置することとなったため、防火水槽設置工を増工するもの。(増)
・防火水槽設置工 【当初】N= 0箇所 → 【変更】N= 1箇所